

令和8年1月

条件付一般競争入札による建設工事の入札案件における 「事後審査方式」の導入について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、入札に係る手続きを省力化するため、条件付一般競争入札による建設工事の入札案件を執行する際、令和8年2月1日以降に公告を行う案件より、予定価格1億5,000万円未満(税込)の案件を対象として、現行の「事前審査方式」に代わり、「事後審査方式」を導入しますので、ご承知おきください。

このことに関し、下記の事項について留意のうえ、手続き等を行ってください。

記

1. 別紙として、本市が実施する事前審査方式と事後審査方式による入札の手続きの流れを示しますので、参考としてください。
2. 事後審査方式による入札の具体的な入札手続きの方法については、「広島県の調達情報」のサイトより、「電子入札等」の項目内にある、電子入札システムの操作マニュアルを参照してください。
3. 本市の事後審査方式による入札においては、開札後に最低額を入札した事業者に対し、事後差審査書類の提出を求めて審査・確認することは基本的ではなく、開札から落札決定までに要する時間は、現状の事前審査方式とあまり変わらないことを見込んでいます。

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

担当者:加藤

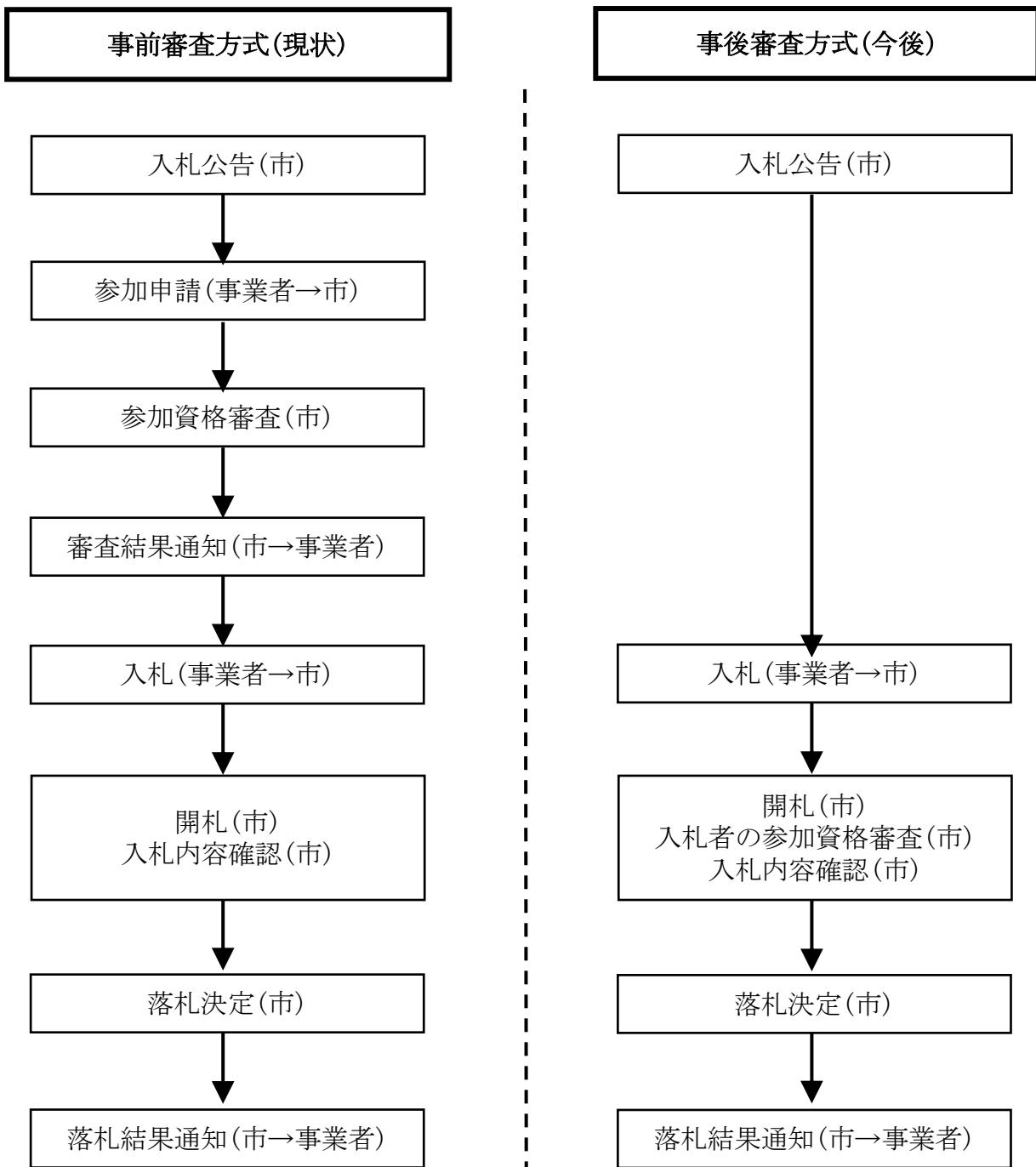
TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp

【別紙】

条件付一般競争入札における「事前審査方式」と「事後審査方式」の手続きの流れ

1. 價格競争方式の場合



2. 総合評価落札決定方式の場合

